

随意契約ならびに比較見積徴取省略の理由書

当公園では、一括変電所にて特別高圧（**22kV**）で受電し、園内各所の受変電設備に高圧（**6600V**）で配電を行っている。

しかし、現在、この一括変電所内におけるデマンド監視装置（常用・予備とも）及び変圧器油温計（予備のみ）については故障をしており、デマンド値等を監視やデータ管理できる状況になく、デマンド値が大きくなると予測される際には常時人の目で監視するという対応を取らざるを得ない状況に陥っている。

また、年間や月間のデマンド値のデータ管理が行えないため、電力供給事業者と契約電力の協議の際に、有利なデータ提供ができない状況にある。

一括変電所に設置されている特別高圧受変電設備は、汎用機器ではなく当公園用に設計・製作されたものであり、製作者が固有に開発した技術等が採用されているため、改修工事を行うにあたっては関連する設備全体についてその機能・構造に精通している必要があり設計・製作した業者に限定される。仮に製作会社以外が請け負った場合、システム構成や構造等の詳細がわからないため、改修することができない。念のため、他社にもヒアリングをおこなったが、「他社製の特別高圧受変電設備の部品交換は不可。」との回答であった。

以上のことから、本工事を実施できる業者は、当該設備の設計・製作・据付を行った日新電機株式会社が唯一である。

よって、本府の入札参加資格登録を行っている同社関西支社より見積りを徴取することとし、本府財務規則の運用第**62**条関係第2項第**1**号に基づき比較見積書の徴取を省略するものとする。

また、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第**167**条の2第**1**項第**2**号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものとする。